（上席証券検査官及び証券検査官）

**第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十四人以内及び証券検査官二百三十七人以内を置く。

［２・３　略］

（人事専門官）

**第二百十四条の三**　近畿財務局の人事課に、人事専門官二人以内を、東北財務局、関東財務局、東海財務局及び中国財務局の人事課に、人事専門官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

**第二百二十八条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官四百五十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券監査官及び証券監査官）

**第二百三十一条**　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

**第二百三十二条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十六人以内及び金融証券検査官五百五十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

**第二百三十四条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十三人以内及び調査官三百九十人以内を置く。

［２・３　略］

（管財部及び管財第一部に置く課等）

**第二百三十五条**　管財部（関東財務局にあっては、管財第一部。次項において同じ。）に、次の表に掲げる課を置く。

［略］

２　前項に掲げる課のほか、管財部に、国有財産調整官（北陸財務局及び九州財務局を除く。）、特別国有財産管理官（中国財務局に限る。）、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官（関東財務局に限る。）、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官（関東財務局を除く。）を置く。

３　国有財産調整官、特別国有財産管理官、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

| 財務局又は財務支局名 | 国有財産調整官 | 特別国有財産管理官 | 統括国有財産管理官 | 特別国有財産監査官 | 統括国有財産監査官 | 首席国有財産鑑定官 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道財務局 | 一人 | 一 | 三人 | 一 | 一人 | 一人 |

（上席証券検査官及び証券検査官）

**第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十二人以内及び証券検査官二百二十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（人事専門官）

**第二百十四条の三**　東北財務局、関東財務局、東海財務局、近畿財務局及び中国財務局の人事課に、人事専門官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

**第二百二十八条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官四百六十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席証券監査官及び証券監査官）

**第二百三十一条**　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

**第二百三十二条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十六人以内及び金融証券検査官五百六十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

**第二百三十四条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十一人以内及び調査官三百七十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（管財部及び管財第一部に置く課等）

**第二百三十五条**　管財部（関東財務局にあっては、管財第一部。次項において同じ。）に、次の表に掲げる課を置く。

［同上］

２　前項に掲げる課のほか、管財部に、国有財産調整官（北陸財務局、九州財務局及び福岡財務支局を除く。）、特別国有財産管理官（中国財務局に限る。）、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官（関東財務局に限る。）、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官（関東財務局を除く。）を置く。

３　国有財産調整官、特別国有財産管理官、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

| 財務局又は財務支局名 | 国有財産調整官 | 特別国有財産管理官 | 統括国有財産管理官 | 特別国有財産監査官 | 統括国有財産監査官 | 首席国有財産鑑定官 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道財務局 | 一人 | 一 | 三人 | 一 | 一人 | 一人 |